

活動報告

国立ハンセン病資料館&全生園見学

2025-2-10 記 安田 好子

- ◆開催日：2025年 2月 6日（木）
- ◆コース：清瀬駅9：30集合→南口より久米川駅北口行9：44発→ハンセン病資料館着
10：00
- ◆見学前ガイダンス15分、橋本学芸員による展示前ガイダンス
- ◆各自自由見学10：30～11：30
- ◆全生園見学11：30～12：00
- ◆参加人数：20人

記

・ハンセン病とは

「らい菌」に感染することで起こる病気です。

かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年（明治6年）にらい菌を発見したノルウェーの医師、ハンセンの名前をとって、現在ではハンセン病と呼ばれています。現在、ハンセン病にかかる日本人は1年間で0～数名程度ですが、発病することは稀です。ハンセン病療養所で毎日患者さんたちと接している職員のうち、発病した人はこれまで一人もいません。「らい菌」の発病力は弱いことがわかります。

公衆衛生や栄養状態、経済状態の良くない国々では新規の患者が数万人規模にのぼる国もあります。

・早期発見、治療を行えば、後遺症ものこりません

1943年（昭和18年）アメリカで「プロミン」という薬の有効性が判明し、日本でも

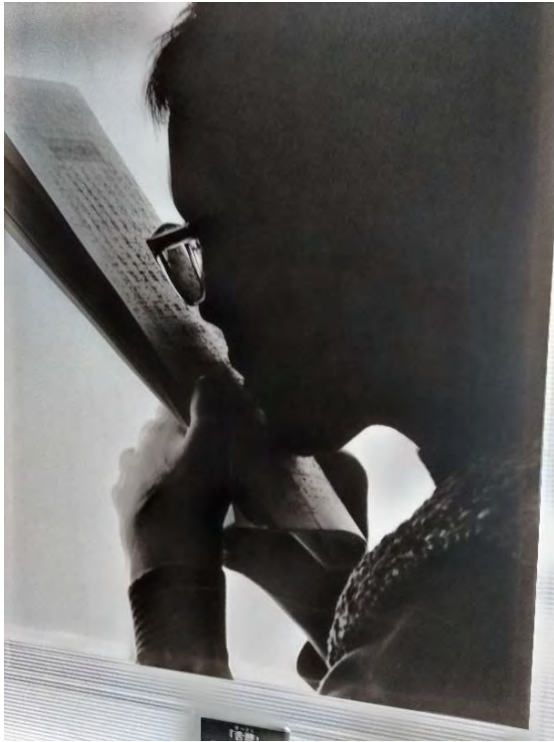
1947年（昭和22年）からプロミンによるハンセン病の治療が始まります。

・偏見や差別によって想像を絶する苦しみを受けた患者さんたち

1900年代、ハンセン病はコレラやペストとおなじような恐ろしい伝染病と考えられていました。1907年（明治40年）「らい予防に関する法律」が制定され各地を放浪する「浮浪らい」と呼ばれる患者さんの収容が始まります。この法律は、1931年（昭和6年）成立の「らい予防法」と引き継がれます。これにともないすべての患者さんの強制隔離が進められていきます。「らい予防法」は1953年（昭和28年）に「らい予防法」として改正されます。が、この法律には大きな問題点があります。それは薬で治るにもかかわらず強制隔離を続け、退所規定が設けられなかったことです。それは、一度療養所に入所したら一生そこから出ることができないことを意味しています。1996年（平成8年）「らい予防法」が廃止されましたが名誉回復は不十分なままでした。2001年（平成13年）熊本地裁での「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で国の強制隔離政策を憲法違反とする判決が言い渡されます。さらに2008年（平成20年）今後のハンセン病

対策の指針となる「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、今では療養所の周

辺住民とも広く交流が図られています。



①舌読 目が見えないため舌で文字を読んでいます



②生活するためのあらゆる面で自分たちがおこないます



③自給自足, 蚕を養いまゆを作り僅かな収入を得ます



④お茶の木を育て自分たちの飲むお茶やわずかな収入を得ます

・全生園見学

資料館を出て後方に出ると全生園の外側を巡る道があり、道にそって桜の老木があります。春になると近隣の方たちがお花見にやってきます。

当時は自給自足の生活で外部の援助は全くなく、全てを園内の居住者でまかっています。一度入所すると一生外には出られず過酷な生活をしいられています。

現在の入所者数は243名、平均年齢は83歳です。東部5園の医療センターとして転園治療、人工透析、社会復帰者の外来診療の受け入れなどを行っています。地元東村山市の身体障害者、患者団体との交流も盛んに行われています。



望郷の丘



永代神社

①

